



2月16日(月)~3月15日(月)

住民税

住民税（町・県民税）は、私たちに最も身近な税です。町や県を住みやすく豊かにするために使われます。

町の相談日

(受付時間 午前9時~11時30分・午後1時~4時)

月 日	該当行政区		会 場
	午 前	午 後	

所得税確定申告

2月18日(水)	斗合田・下江黒	上江黒・江口	ふるさと 産業文化館 研修室
19日(木)	千津井	田 島	
20日(金)	川俣・須賀	大 輪	
25日(水)	入ヶ谷・矢島	大佐貫	
26日(木)	南大島	新 里	
27日(金)	中 谷	梅 原	

町・県民税申告相談

3月1日(月)	川 俣	矢 島	館林市農協 佐貫支所	
2日(火)	須 賀	大佐貫		
3日(水)	大輪(下)	大輪(上)・入ヶ谷		
4日(木)	千津井	斗合田・江口	館林市農協 千江田支所	
5日(金)	上江黒	下江黒・田島		
9日(火)	南大島			
10日(水)	新 里		ふるさと 産業文化館 研修室	
11日(木)	中 谷			
12日(金)	梅 原			

日程当日、役場税務課での申告相談は行いませんので、ご注意ください。

申告しなくてもよいかた

平成16年1月1日現在で明和町に住んでいて、平成15年中に所得のあつたかた 平成15年中に明和町に転入したかた（給与所得者も含みます）

申告書は、申告の必要があると思われるかたに、2月上旬に郵送されます。昨年中の所得金額を自分で計算して記入する自主申告制度です。必要事項を記入し、押印して提出してください。
なお、所得控除のうち雑損・医療費・社会保険料・小規模企業共済等掛金・生命保険料・損害保険料等の控除を受ける場合は、領収書・証明書を添付してください。

● 館林税務署	問い合わせ
● 役場税務課	
内 線	84 (72)
3 1 4 4	3 4 1 1
4 4	3 7 3

申告していくかた

ふるさと
産業文化館
研修室

申告の方法は

たかた
收入が給与所得だけで、勤務先
から給与支払報告書が役場に提
出されているかた
生活保護法の規定により、生活
扶助を受けているかた

(平成15年中のもの)
介護保険の医療費控除を受ける
場合は、介護保険法等に規定する
領収書を申告書に添付してください。
い。広報めいわ9Pに控除関係の
説明文が記載されています。

なるべく指定日で

期間中の都合のいい日に申告していただくのが原則ですが、申告の待ち時間を少なくするため、あらかじめ次の日程表のとおり指定日を設定しています。

町・県民税Q&A

パート収入と税金のしくみ

Q 妻はパートで働いています。年間収入がいくらになると町・県民税がかかりますか。この場合、私の配偶者控除として対象になりますか。

A パート収入が100万円以下ですと、給与所得控除（65万円）を差し引いた残額が町・県民税の非課税限度額（35万円）以下となりますので町・県民税はかかりません。

これに對して所得税は、103万円までは給与所得控除後の残額が基礎控除（38万円）以下となりますので課税されません。また、配偶者控除の対象となるのは、所得の場合と同一の基準ですので、所得が38万円以下の場合は、パートの年収にしますと103万円までご主人の配偶者控除を受けることができます。

妻のパート収入と税 (受けられる ×受けられない)				
パート 収入	町・県 民税	所得税	夫の配偶 者控除	配偶者 特別控除
100万円 以下	非課税	非課税		
103万円 未満	課税	非課税		
141万円 未満	課税	課税	×	
141万円 以上	課税	課税	×	×